陸幕人計第53号 57.2.9

改正 昭和 61 年 6 月 3 日陸幕人計第 169 号 昭和 62 年 7 月 9 日陸幕人計第 219 号 平成 元年 2 月 10 日陸幕法 第 25 号 平成 3 年 3 月 15 日陸幕人計 第 81 号 平成 7 年 2 月 10 日陸幕人計 第 40 号 平成 16 年 9 月 10 日陸幕人計第 439 号 平成 18 年 3 月 24 日陸幕人計第 127 号 平成 19 年 1 月 9 日陸幕法 第 1 号 平成 19 年 3 月 23 日陸幕人計第 132 号 平成 19 年 3 月 28 日陸幕法 第 61 号 平成 21 年 2 月 3 日陸幕法 第 10 号 平成 26 年 3 月 28 日陸幕人計第 180 号 平成 29 年 3 月 24 日陸幕人計第 161 号 平成 30 年 3 月 14 日陸幕法 第 104 号 令和 元年 6 月 25 日陸幕法 第 68 号 令和 2 年 3 月 23 日陸幕人教第 244 号 令和 3 年 3 月 12 日陸幕法 第 101 号 令和 5 年 3 月 27 日陸幕人教第 424 号

陸上総隊司令官 各 方 面 総 監 各 部 隊 長 各 機 関 の 長

陸上幕僚長(公印省略)

防衛記念章等に関する事務手続について(通達)

標記について、防衛記念章の制式等に関する訓令(昭和56年防衛庁訓令第43号)第4条の規定により防衛記念章の着用資格を取得した自衛官に係る事務手続は、下記により実施されたい。

記

- 1 防衛記念章着用資格の確認
  - (1) 防衛記念章の着用資格を取得した自衛官は、人事発令、行動命令等を勤務記録表等で確認するものとする。
  - (2) 防衛記念章着用資格日付は、部隊等表彰日、勤務終了日又は訓練参加終了日とする。
- 2 防衛記念章着用資格等記録簿の作成及び保管

部隊等の長(勤務記録表(幹部にあっては、勤務記録表副本)を保管する 部隊等の長をいう。以下同じ。)は、別紙第1に示す防衛記念章着用資格等 記録簿を作成・保管し、着用資格者の現況について明確にしておくものとす る。この際、当該防衛記念章の種類に対応する防衛功労章及び部隊功績貢献章の保有現況についても併せて記載する。

3 防衛記念章着用資格証の交付

部隊等の長は、防衛記念章着用資格等記録簿に基づき、着用できる防衛記念章の種類を別紙第2に示す防衛記念章着用資格証に記載し、当該自衛官に交付するものとする。

既に防衛記念章着用資格証の交付を受けている者については、防衛記念章 着用資格証に所要事項を追加記入するものとする。

- 4 防衛記念章の支給
- (1) 支給物品及びその対象者
  - ア 防衛記念章本体

初めて当該防衛記念章の着用資格が発生した者

イ桜花

同種類の防衛記念章について2ないし5個の着用資格が発生した者

ウ台座

初めて防衛記念章の着用資格が発生した者

(2) 支給責任者

第2項に規定する部隊等の長

(3) 年度防衛記念章発生見積

陸上総隊司令官、各方面総監、各部隊長及び各機関の長は、別紙第3により年度の防衛記念章発生見積を毎年3月末日までに陸上幕僚長に報告するものとする。(人教定第213号)

(4) その他

支給物品の調達については、毎年度示達する「褒章品費」により実施するものとする。

5 防衛記念章の購入

防衛記念章の購入に当たっては、当該防衛記念章着用資格証を呈示して購入するよう指導するものとする。

- 6 防衛記念章着用資格証の再交付
- (1) 着用資格者は、防衛記念章着用資格証を亡失、き損又は汚損(以下「亡失等」という。)した場合には、その旨を部隊等の長に届けなければならない。
- (2) 部隊等の長は、亡失等の届出を受けた場合には、着用資格者であることを確認し、防衛記念章着用資格証を再交付する。
- 7 防衛記念章着用資格証の請求

部隊等において防衛記念章着用資格証が不足した場合には、陸上幕僚監部 人事教育部人事教育計画課長(服務室長気付)に必要数を通知する。

8 防衛記念章着用資格等記録簿の移管

部隊等の長は、所属自衛官が異動する場合には、異動先部隊等の長に防衛 記念章着用資格等記録簿を移管するものとする。

									別
				防律	記念章	着用資格	等記録	簿	
階	級	氏	名						
所			属	日	付		種	類	防衛功労章 部隊功績貢献章
)(). PL						L			p-1-/+[ \\

注:防衛功労章 部隊功績貢献章覧には、当該防衛記念章の種類に対応する防衛功労章又 は部隊功績貢献章の保有状況について配布済みであれば「○」を、未配布であれば「空 欄」のままとするものとする。また、該当しない場合は、斜線を引くものとする。

寸法:日本産業規格A4

13cm

陸 上 自 衛 官 防 衛 記 念 章 着 用 資 格 証

 氏名

 (認番)

記	念	章	資	格	年	月	日	部	隊	等	$\mathcal{O}$	長

0.000	
90111	

## 年度防衛記念章発生見積 (人教定第213号)

( 年度) (部隊等名: )

(年度)					(部)	隊等名:		)
種類	区分	幹	部	准	曹	士	合	計
	本体							
第 4 号~第15号防衛記念章	桜花							
	台座							
	本体							
第19号~第23号防衛記念章	桜花				/			
	台座							
	本体							
第24号~第28号防衛記念章	桜花		/					
	台座							
	本体							
第39号・第40号防衛記念章	桜花							
	台座							
	本体							
第41号・第48号防衛記念章	桜花							
	台座							
	本体							
第42号・第44号防衛記念章	桜花							
	台座							
	本体							
合 計	桜花							
	台座							

寸法:日本産業規格A4